

販売代理店契約内容

新規販売代理店契約者

株式会社GLGP(以下、「甲」という)

(以下、「乙」という)は、以下の通り販売店契約を締結する。

第1条 (目的)

乙は、甲の販売代理店として、別紙(販売代理店取扱商品一覧)に規定される甲の商品(以下、「本商品」という)の販売を行い、甲の販売方針を尊重して商品の販路拡大・販売促進に努めるものとする。

第2条 (販売契約)

乙は甲より本商品を買い取り、これを他に販売することを原則とする。

第3条 (秘密保持)

甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。

第4条 (商品の受発注・納品等の条件)

甲乙間における商品の受発注方法、納入方法、納入場所、納品に関する事項及び乙の取扱限度額等については、別途両者の協議により定める。

- 商品の受発注方法:別途商品注文書をFAXまたはオンライン申込
- 納品先:販売店登録項目に記載されている発送先
- 納品:7営業日以内に宅急便などで郵送

第5条 (商品代金の支払い)

乙が甲より仕入れた商品に対する代金は、乙が甲の指定する銀行口座に振込むことにより支払う。振込確認ができ次第、発送していく。

第6条 (商品の発注)

乙は、購入数量を商品注文書またはオンライン申込フォームにより発注する。甲乙間の卸売買価格は、以下の通りとする。

●マイリンクパスポート

- 販売店卸価格:1枚 2,000円+消費税
- 特約店卸価格:1枚 1,500円+消費税

マイリンクパスポート以外の商品に関しては、別紙(販売代理店取扱商品一覧)に記載していく。

- 前項の発注に係る出荷事務手数料は500円+消費税/1出荷とする。

第7条 (販売方法等)

1. 乙は、本商品の販売に際し、甲があらかじめ指定した契約書を使用し、顧客との契約を締結するものとする。

2. 乙は、前項に定めるほか、甲から販売方法等について指示があった場合は、これに応じるものとする。

3. 乙は、顧客への販売を行うにあたり、適宜の方法により甲の代理人であることを明示しなければならない。

4. 乙は、乙の顧客からの質問、クレームに自らの責任として乙が対応する。

第8条 (販売促進等)

1. 乙は、本商品の販売に最大限の努力を払わなければならない。

2. 乙は、本商品の宣伝、広告、その他販売促進を行うものとする。ただし、販売促進に係る費用負担割合については、別途協議する。

3. 甲は、乙に対し、乙の要求があった場合、本商品の販売に要するパンフレット、商品説明書、その他販売促進物(以下、総称して「販売促進物」という)を無償で提供するものとする。

4. 甲は、販売促進物又は本商品に付与された表示(ラベリング、警告、指示書を含むが、これらに限られない)の内容が、商品の性質、特徴、品質などが正確に不足なく表示するものであり、かつ、瑕疵がないことを保証する。

5. 甲は、乙に対し、前項の表明保証の違反に関し、第三者からのクレームに自らの責任と費用で対応するものとし、乙に生じた一切の損失及び損害を賠償する。

第9条 (オンライン注文)

乙の紹介で乙の顧客が甲が用意しているECサイトによって注文することができる。その際、注文フォーム備考欄に乙の販売店番号を記載されている場合は、甲は乙に対して販売手数料を支払うこととする。ただし、販売店番号が記載されていない場合は無効とする。

第10条 (オンライン注文における販売手数料)

第9条による注文があった場合、甲が乙に対する販売手数料は、以下の通りとする。

●マイリンクパスポート

- 販売店:1枚 1,000円+消費税
- 特約店:1枚 1,500円+消費税

マイリンクパスポート以外の商品に関しては、別紙(販売代理店取扱商品一覧)に記載していく。

第11条 (販売価格等)

1. 乙は、本商品を甲の指定するメーカー希望価格を尊重しつつ、適正価格にて販売する。

2. 乙は、特殊販売店(スーパーマーケット、ディスカウント等)と取引しようとする場合は、事前に甲に報告して、その指示に従う。

第12条 (商品の返品等)

甲が乙に売り渡した商品については、それが製造上の欠陥があり不良品である場合又は輸送中破損した場合を除き、返品できない。

第13条 (初期登録費用)

1. 乙は、本契約にあたっての初期登録費(マイリンクパスポート10枚と登録事務手数料含む)は63,455円+消費税とする。

2. 初期登録費用は、甲が指定する銀行口座に振込とする。

第14条 (年会費・更新料)

乙の年会費、更新料は無料とする。

第16条 (販売手数料&紹介料振込)

手数料&紹介料振込

1. 販売手数料と販売店紹介料が発生した場合、以下の通りとする。
 - ・ 販売手数料と紹介料の支払い：月末締め翌月末払いとし、甲は乙が指定する銀行口座に振り込む。※翌月末日が金融機関休業日の場合は、前営業日とする。
 - ・ 振込事務手数料：600円+消費税/販売店負担
 - ・ 振込条件：販売手数料と紹介料の合計が3,000円以上の場合は、振込みます。※3,000円未満の場合は繰り越しとする。
2. 甲はインボイス制度に基づいた方法で振込金額を算出し、乙に支払いをしていくこととする。

第17条 (特約店)

1. 乙が以下の条件を満たした場合、特約店となる。
 - ・ 契約締結日から累積で販売代理店を15店紹介された場合
2. 特約店は、当月紹介販売代理店の販売枚数に応じて、代理店ロイヤリティを受け取ることができる。
マイリンクパスポート：1枚あたり500円+消費税
マイリンクパスポート以外の商品に関しては、別紙(販売代理店取扱商品一覧)に記載していく。
3. 特約店昇格は、当月月末締めで第一項が達成された場合、翌月1日付で特約店となる。

第18条 (競合商品の取扱い)

乙は、本契約締結時に既に販売を取り扱っている本商品と同種又は類似の商品を除き、甲の事前の書面または双方が合意した方法による電磁的措置による承諾なき限り、本商品と同種又は類似の競合商品を販売してはならないものとする。

第19条 (譲渡の禁止)

乙は、甲の書面または双方が合意した方法による電磁的措置による相手方の承諾を得なければ、本契約に基づく一切の権利又は義務を第三者に譲渡又は担保に供してはならないものとする。

第20条 (契約解除)

乙につき次の各項の一に該当する事由が生じたときは、甲は何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約又は個別契約の条項に違反したとき
- (2) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (3) 第三者から強制執行を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、又は会社更生等の申立てを受けたとき
- (5) 信用状態の悪化、その他契約の解除につき、相当の事由が認められるとき

第21条 (有効期限)

本契約は、契約締結日より1年間効力を有する。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからの申し出のないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第22条 (契約終了時の措置)

本契約が終了した時は、乙は直ちに甲の販売店である旨の表示を中止し、以後、甲の販売店である旨を表示してはならない。不当表示に基づく利益は、全て甲に返還するものとする。

第23条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

第24条 (準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、同法にしたがって解釈されるものとする。

第25条 (協議解決)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、別途協議して解決するものとする。

甲と乙は、本契約の成立を証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。